

月額所得額の計算方法

市営住宅をお申込みいただくためには、世帯の収入が市又は国で定める基準に該当していなければなりません。

以下の計算手順により月額所得額を算出し、19 ページの入居収入基準表で該当する住宅をご確認ください。

I 所得の種類を確認します

給与所得とは

給料、賃金、賞与などの所得です。たとえば、会社員、店員、日雇い労働者、パート、アルバイト、事業専従者などの収入をいいます。給与所得という総収入金額とは給与所得控除をする前のもので、賞与、手当などを含んだ金額です。

【計算方法：14・15 ページ】

年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金、恩給などの所得です。たとえば、老齢年金、退職年金をいいます。この他、法令により非課税とされている各種年金（障がい年金、遺族年金、傷病者年金など）については、所得を0円としてください。

【計算方法：16 ページ】

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。これらの所得で確定申告をされている方は、所得金額を十分に確かめてください。

【計算方法：17 ページ】

※次の非課税所得は所得金額には含みません。

- (1) 遺族恩給、遺族年金、増加恩給、傷病者年金、障がい年金
- (2) 雇用保険金、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費
- (3) 生活保護の扶助料、公害認定患者の障がい補償費、児童扶養手当、傷病手当等

II 世帯の年間所得金額を計算します

19 ページの入居収入基準表の所得金額は、入居する家族全員の所得金額の合計でみますので、「I」でご確認いただいた所得の種類ごとに、14～21 ページの所得の計算方法により所得金額を算出し、下の表に記入してください。

入居する方の氏名		給与(円)	年金(円)	事業等(円)	所得合計(円)
	年間総収入			—	—
	年間所得				
	年間総収入			—	—
	年間所得				
	年間総収入			—	—
	年間所得				
	年間総収入			—	—
	年間所得				
世帯の年間所得金額 合計					

①

申込書の収入記載欄にこの金額を記入してください。

※申込時には勤務していても入居契約日までに退職し、以降収入がなくなる方の収入は0円となりますので、上表に「令和〇年〇月〇日退職予定」と記入してください。(入居契約日までには、退職していなければなりません。)

※給与所得の場合は14・15 ページ、年金所得の場合は16 ページ、事業等所得の場合は17 ページにて所得の計算方法をご確認ください。

2 令和7年1月2日以降に現在の勤務先に就職された方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額 (交通費は除く)	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入計	賞与計

次の(1)(2)からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

(1) 就職時から12か月の収入実績がある方

〔 直近月(令和8年4月)までの12ヵ月分の合計となります。 〕

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職時から12か月の収入実績がない方

〔 就職月(就職月の収入が1ヵ月に満たないときは翌月)から令和8年4月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。それに、その間の賞与を加えます。 〕

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

※2か所以上から給与を受けている場合は、それぞれの年間総収入金額(または推定年収)を合算したのち所得金額に換算してください。

年間総収入金額を所得金額に換算する計算式

年間総収入金額	計算式と所得金額
651,000円未満	所得金額は0円
651,000円以上 1,900,000円未満	年間総収入金額 ()円 - 650,000円 = ()円 ※
1,900,000円以上 3,604,000円未満	端数処理後の額 ()円 × 0.7 - 80,000円 = ()円
3,604,000円以上 6,600,000円未満	端数処理後の額 ()円 × 0.8 - 440,000円 = ()円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 ()円 × 0.9 - 1,100,000円 = ()円
8,500,000円以上	年間総収入金額 ()円 - 1,950,000円 = ()円

☆ (給与所得金額)

※この表により計算した給与所得金額(☆)を17ページの表にあてはめて市営住宅入居収入基準における所得金額をご確認ください。

年金を受けている方の所得の計算方法

※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。
 ※令和7年1月から令和7年12月までに支払いを受けたすべての年金（ただし、遺族年金、障がい年金等は除きます。）を合計し、以下の算定方法により「所得金額」に換算してください。

1 令和6年12月以前から年金を受けている方

「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」などで年間の金額を確認し、下表により所得金額に換算してください。

「源泉徴収票」の場合

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

区分	支払金額	源泉徴収税額
厚生年金法第23条の2第1号・第4号部分	1,074,770 円	円
厚生年金法第23条の2第2号・第4号部分	円	円
厚生年金法第23条の2第3号・第4号部分	円	円
厚生年金法第23条の2第5号部分	円	円

下表により所得金額に換算してください。

2 令和7年1月以降に年金を受け始めた方（年金額に変更がある方）

「年金裁定通知書・改定通知書」などの金額を年額とし、下表により所得金額に換算してください。

年金収入を所得金額に換算する計算式

受給者の年齢	年金額の合計	年間年金所得金額の計算式
65歳以上の方	1,100,000円 以下	所得金額は0円
	1,100,001円 以上 3,300,000円 未満	年金額の合計 () 円 - 1,100,000円 = () 円 所得金額
	3,300,000円 以上 4,100,000円 未満	年金額の合計 () 円 × 0.75 - 275,000円 = () 円 所得金額
	4,100,000円 以上 7,700,000円 未満	年金額の合計 () 円 × 0.85 - 685,000円 = () 円 所得金額
	7,700,000円 以上 10,000,000円 未満	年金額の合計 () 円 × 0.95 - 1,455,000円 = () 円 所得金額
	10,000,000円 以上	年金額の合計 () 円 - 1,955,000円 = () 円 所得金額
65歳未満の方	600,000円 以下	所得金額は0円
	600,001円 以上 1,300,000円 未満	年金額の合計 () 円 - 600,000円 = () 円 所得金額
	1,300,000円 以上 4,100,000円 未満	年金額の合計 () 円 × 0.75 - 275,000円 = () 円 所得金額
	4,100,000円 以上 7,700,000円 未満	年金額の合計 () 円 × 0.85 - 685,000円 = () 円 所得金額
	7,700,000円 以上 10,000,000円 未満	年金額の合計 () 円 × 0.95 - 1,455,000円 = () 円 所得金額
	10,000,000円 以上	年金額の合計 () 円 - 1,955,000円 = () 円 所得金額

★（年金所得金額）

※年齢は、令和8年5月15日（申込最終日）現在の満年齢です。
 ※年金のほかにも収入のある方はそれぞれ所得を計算してください。
 ※この表は、公的年金等にかかる雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が1,000万円以下の場合を前提としています。
 ※この表により計算した年金所得金額(★)を17ページの表にあてはめて市営住宅入居収入基準における所得金額をご確認ください。

公営住宅法施行令等による基礎控除及租税特別措置法による所得金額調整控除

所得及び年金所得者については、15 ページ又は 16 ページにより算出した所得金額 (☆又は★)を次の表にあてはめて市営住宅入居収入基準における所得金額をご確認ください。

表	給与収入のみの方	☆-100,000円=市営住宅入居収入基準計算における年間給与所得金額 ただし、☆が100,000円以下の場合は0円
	年金収入のみの方	★-100,000円=市営住宅入居収入基準計算における年間年金所得金額 ただし、★が100,000円以下の場合は0円
	給与収入及び年金収入の両方ある方	(☆+★) - { ☆(100,000円を超える場合は100,000円) + ★(100,000円を超える場合は100,000円) } =市営住宅入居収入基準計算における年間所得金額

※上記のほか、給与収入が 850 万円超で、特別障がい者や 23 歳未満の扶養親族がいる場合等には、年末調整時の職場への申告により所得金額調整控除(最大 15 万円)が適用されている場合があります。詳しくは大阪市営住宅募集センター募集担当までお問合せください。

事業等所得の方の計算方法

1 令和 7 年 1 月 1 日以前から現在の仕事をしている方

「令和 7 年分の所得税の確定申告書」の控えなどで確認してください。

令和 7 年分の所得税の確定申告書 B

〈第一表〉

所得金額等	事業等①	1522200
	業農②	
	不動産③	
	利子④	
	配当⑤	
	給与⑥	
	公的年金等⑦	
	業務⑧	
	その他⑨	
	⑦から⑨までの計⑩	
	総合課税・一時所得⑪	
	合計⑫	1522200

〈第二表〉

○ 事業専従者に関する事項 (⑫)

事業専従者の氏名	続柄	生年月日	従事月数・程度	仕事の内容	専従者給与(控除)額
大阪花子	妻	53.7.10	12月		800,000円

※妻や子供を事業専従者としている場合、この金額が事業専従者の年間総収入金額となりますので、それぞれの専従者給与額を 14・15 ページの下段の計算式で所得金額に換算してください。

この金額から⑩を差し引いた金額が所得金額となります。

2 令和 7 年 1 月 2 日以降に現在の仕事を始めた方

現在の仕事を始めたときからの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。
(収入金額 - 必要経費 = 所得金額です。)

額いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

○ 次の(1)(2)からあてはまるケースを選び、所得計算します。

(1) 現在の仕事を始めた日から12ヵ月の収入実績がある方
直近月(令和8年4月)までの12ヵ月分の合計となります。
— 推定所得金額 —

(2) 現在の仕事を始めた日から12ヵ月の収入実績がない方
現在の仕事を始めた月(現在の仕事を始めた月の収入が1ヶ月に満たないときは翌月)から令和8年4月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。
— 所得金額合計 —
— 営業した月数 — × 12 = — 推定所得金額 —

Ⅲ 控除金額を確認します

(1) 同居者控除を計算します

申込者本人を除く、現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)、及び同居しないが扶養控除を受けている親族の人数を下の計算式に記入し、算定してください。

$$\text{同居者控除} = \begin{matrix} \text{(申込者本人を除く)} \\ \boxed{\quad\quad} \text{人} \end{matrix} \times 380,000 \text{円} = \boxed{\quad\quad} \text{円} \dots(1)$$

※人数に胎児は含みませんのでご注意ください。

(2) 特別控除を計算します

特別控除の種類	特別控除対象者	特別控除額
老人扶養親族等	同一生計配偶者又は扶養親族(配偶者を除く)のうち70歳以上の方	100,000円× 人 = 円
扶養親族(16歳以上23歳未満)	扶養親族(配偶者を除く)のうち16歳以上23歳未満の方	250,000円× 人 = 円
障がい者	申込者、同居親族、同一生計配偶者又は扶養親族のうち障がい者(※1)又は特別障がい者(※2)の方	障がい者 270,000円× 人 = 円
特別障がい者		特別障がい者 400,000円× 人 = 円
寡婦	申込者又は同居親族のうち、所得のある寡婦(※3)の方(扶養親族となっている方(※3(2))に該当する方を除く)を除く)	270,000円× 人 = 円 (所得金額が27万円未満の場合はその額)
ひとり親	申込者又は同居親族のうち、所得のあるひとり親(※4)の方(扶養親族となっている方を除く)	350,000円× 人 = 円 (所得金額が35万円未満の場合はその額)
特別控除合計		円

…(2)

(※1) (※2) (※3) (※4) は用語の説明をご覧ください。

(注) 年齢は、令和8年5月15日(申込最終日)現在の満年齢です。

(注) 「扶養親族(配偶者を除く)とは、所得税法第2条第1項第34号に規定するものをいいます。

用語の説明

用語	説明
※1 障がい者	(1) 身体障がい者手帳の交付を受けている方 (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている方 (3) 療育手帳(認定カード)の交付を受けている方 (4) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 (5) 障がい者控除対象者認定書の交付を受けている方で障がい者の認定を受けている方 等
※2 特別障がい者	(1) 身体障がい者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 (注) 恩給法別表第1号表ノ2(恩給法第49条ノ2関係)による (3) 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方 (4) 療育手帳(認定カード)の交付を受けている方でAに該当する方 (5) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方 (6) 障がい者控除対象者認定書の交付を受けている方で特別障がい者の認定を受けている方 等
※3 寡婦	次の(1)、(2)のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない方(ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は除く。) (1) 夫と離婚した後に婚姻をしていない方で、子以外の扶養親族があり、年間所得金額が500万円以下である場合 (2) 夫と死別した後に婚姻をしていない方・夫の生死が明らかでない方のいずれかで、年間所得金額が500万円以下である場合(子以外の扶養親族の有無は関係なし。)
※4 ひとり親	配偶者と死別・離婚した後に婚姻をしていない方・配偶者の生死が明らかでない方・婚姻歴がない方のいずれかで、生計を一にする子(年間所得が58万円以下で他の者の扶養親族又は同一生計配偶者でない子。年齢制限なし。)があり、年間所得金額が500万円以下である場合(ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は除く。)

(3) 控除金額を合計します

→ (1) + (2)

--

 円 ②

IV 月額所得額を算出します

これまでに求めた世帯の年間所得金額合計①から控除金額合計②を差し引き、12 で除して月額所得額を算出します。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline (13 \text{ ページの①}) \\ \hline \text{世帯の年間所得金額合計①} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline (\text{このページの②}) \\ \hline \text{控除金額合計②} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額所得額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

* 割り切れないときは、小数第2位を切り上げ、小数第1位まで算出してください。

V 入居収入基準を確認します

算出した月額所得額を下の入居収入基準表でご確認いただき、各申込資格の該当する住宅にお申込みください。

入居収入基準表

住宅種別	入居収入基準 (=月額所得)
公営住宅	158,000 円 (259,000 円) 以下
改良住宅	158,000 円 以下

※ () の金額は、高齢者世帯等に該当する場合の上限の額です。(23 ページ参照)

申し込む住宅の家賃額は、47 ページの区分表により月額所得額の該当する収入の区分を確認された後、募集住宅一覧表の家賃額欄をご覧ください。

月額所得額の計算例〔入居収入基準の確認〕

月額所得額の計算例

○家族構成・収入等

- ・夫（申込者 68 歳） …〔年金所得〕年間総収入金額 2,819,400 円
- ・妻（72 歳） …収入なし（身体障がい者手帳 4 級）

1 世帯の年間所得金額を計算します

(1) 夫（申込者）の年間所得金額を計算します

16 ページの<年金収入を所得金額に換算する計算式>の表にあてはめます。

受給者の年齢	年金額の合計	年間年金所得金額の計算式
65歳以上の方	1,100,000円 以下	所得金額は0円
	1,100,001円 以上 3,300,000円 未満	年金額の合計 所得金額 (2,819,400 円) -1,100,000円 = (1,719,400 円)

$$2,819,400 \text{ 円} - 1,100,000 \text{ 円} = 1,719,400 \text{ 円}$$

その後、17 ページの表にあてはめて、市営住宅入居収入基準における所得金額を算出します。

$$1,719,400 \text{ 円} - 100,000 \text{ 円} = \underline{1,619,400 \text{ 円}}$$

(2) 世帯の年間所得金額を計算します

上記(1)で計算した金額を、13 ページの「Ⅱ 世帯の年間所得金額を計算します」の表に記入し、世帯の年間所得金額の合計を計算します。

入居する方の氏名		給与(円)	年金(円)	事業等(円)	所得合計(円)
夫(申込者)	総収入		2,819,400	—	—
	所得		1,619,400		1,619,400
妻	総収入			—	—
	所得				0
	総収入			—	—
	所得				—
世帯の年間所得金額 合計					1,619,400

①

$$1,619,400 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = \underline{1,619,400 \text{ 円}}$$

2 控除金額を確認します

(1) 同居者控除を計算します

18 ページのⅢ (1) の計算式にあてはめます。

$$\text{同居者控除} = \begin{matrix} \text{(申込者本人を除く)} \\ \boxed{1 \text{ 人}} \end{matrix} \times 380,000 \text{ 円} = \boxed{380,000 \text{ 円}}$$

(2) 特別控除を計算します

18 ページのⅢ (2) の表にあてはめます。

特別控除の種類	特別控除対象者	特別控除額
老人扶養親族等	同一生計配偶者又は扶養親族（配偶者を除く）のうち70歳以上の方	100,000 円 × 1 人 = 100,000 円
扶養親族 (16歳以上23歳未満)	扶養親族（配偶者を除く）のうち16歳以上23歳未満の方	250,000 円 × 人 = 円
障がい者	申込者、同居親族、同一生計配偶者又は扶養親族のうち障がい者	障がい者 270,000 円 × 1 人 = 270,000 円
特別障がい者	(※1) 又は特別障がい者 (※2)の方	特別障がい者 400,000 円 × 人 = 円

$$100,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} + 270,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} = \underline{\underline{370,000 \text{ 円}}}$$

(3) 控除金額を合計します

上記(1)と(2)で計算した同居者控除と特別控除を合算します。

$$(1) + (2) = 380,000 \text{ 円} + 370,000 \text{ 円} = \boxed{750,000 \text{ 円}} \text{ ②}$$

3 月額所得額を算出します

上記「1」と「2」で計算した世帯の年間所得金額と控除金額を19ページの「Ⅳ 月額所得額を計算します」の式にあてはめます。

$$\left(\begin{matrix} \text{世帯の年間所得金額合計①} \\ \boxed{1,619,400 \text{ 円}} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{控除金額合計②} \\ \boxed{750,000 \text{ 円}} \end{matrix} \right) \div 12 = \begin{matrix} \text{月額所得額} \\ \boxed{72,450 \text{ 円}} \end{matrix}$$

* 割り切れないときは、小数第2位を切り上げ、小数第1位まで算出してください。

4 入居収入基準を確認します

上記「1」～「3」で計算した月額所得額 72,450 円 が、どの住宅の入居収入基準を満たしているか19ページの「入居収入基準表」で確認します。

住宅種別	入居収入基準 (=月額所得)
公営住宅	158,000 円 (259,000 円) 以下
改良住宅	158,000 円 以下

※ () の金額は、高齢者世帯等に該当する場合の上限の額です。(23 ページ参照)



公営住宅、改良住宅の入居収入基準に該当 (どちらの住宅でも申込みできます。)

<参考>入居収入基準早見表

市営住宅をお申込みいただくためには、世帯の収入が市又は国で定める基準に該当していなければなりません。

入居収入基準を満たしているかどうかについては月額所得額を計算する必要があるため、12～21 ページまでの「月額所得額の計算方法」をよく読んで、ご確認ください。

なお、月額所得額の計算方法が複雑であるため、入居収入基準表をもとに、収入の種類等に応じて年収分の表に書き換えたものが下の入居収入基準早見表です。この早見表でも入居収入基準を満たしているかどうか確認できます。

入居収入基準早見表①

○入居家族のうち所得を得ている方が給与所得者1名のみで特別控除のない場合はこの表で確認できます。

○その他の方はすべて[入居収入基準早見表②](#)をご覧ください。

(注)家族人数・・・入居(同居)する親族(内縁関係及び婚約者を含む。)及び入居(同居)しないが扶養控除を受けている親族の人数

家族人数 住宅種別		単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族
公営 住宅	「高齢者世帯等」 に該当しない場合	2,967,999 円以下	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下
	「高齢者世帯等」 に該当する場合	4,563,999 円以下	5,035,999 円以下	5,511,999 円以下	5,987,999 円以下	6,463,999 円以下	6,897,777 円以下
改良住宅		2,967,999 円以下	3,511,999 円以下	3,995,999 円以下	4,471,999 円以下	4,947,999 円以下	5,423,999 円以下

※「高齢者世帯等」については23ページを参照してください。

入居収入基準早見表②

○自営業者・年金所得者の場合、所得を得ている方が2名以上の場合、1人で2種類以上の所得がある場合及び特別控除がある場合はこの表をご覧ください。

○この表で確認される場合は、必ず個別に12～21 ページの方法で所得を算出し、世帯全員の所得を合算した後、18 ページのⅢ(2)の特別控除を差し引いたうえで、下の表をご覧ください。

(注)家族人数・・・入居(同居)する親族(内縁関係及び婚約者を含む。)及び入居(同居)しないが扶養控除を受けている親族の人数

家族人数 住宅種別		単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族
公営 住宅	「高齢者世帯等」 に該当しない場合	1,896,000 円以下	2,276,000 円以下	2,656,000 円以下	3,036,000 円以下	3,416,000 円以下	3,796,000 円以下
	「高齢者世帯等」 に該当する場合	3,108,000 円以下	3,488,000 円以下	3,868,000 円以下	4,248,000 円以下	4,628,000 円以下	5,008,000 円以下
改良住宅		1,896,000 円以下	2,276,000 円以下	2,656,000 円以下	3,036,000 円以下	3,416,000 円以下	3,796,000 円以下

※「高齢者世帯等」については23ページを参照してください。

高齢者世帯等について

高齢者世帯等とは、次の(1)・(2)・(3)・(4)のいずれかに該当する世帯のことで、公営住宅では月額所得額が158,000円を超えていても、259,000円以下の方であれば申込みできます。※年齢については、令和8年5月15日(申込最終日)現在の満年齢です。

- (1) 申込者本人が60歳以上で、同居者すべてが60歳以上
- (2) 高等学校修了前とされる年齢の子ども(平成20年4月2日以降に生まれた方)がおられる世帯
- (3) 申込者とその配偶者(内縁関係及び婚約者を含む。)のみからなって、そのうち、いずれかが40歳未満である世帯
- (4) 申込者本人又は同居者のうち、下記のいずれかに該当する方がおられる世帯
 - ① 身体障がい者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から4級までに該当する方、又は同程度の障がいがある方
 - ② 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級もしくは2級に該当する方、又は同程度の障がいがある方
 - ③ 療育手帳(認定カード)の交付を受けている方で、障がいの程度がAもしくはB1に該当する方、又は同程度の障がいがある方
 - ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方
 - ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
 - ⑥ 海外引揚者の方で、引き揚げから5年を経過していない方
 - ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所に入所されていた方

単身者の申込みについて

1 精神障がいがある方

申込みされる方は、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができることが必要です。

(注) 当選後、必要に応じて大阪市こころの健康センターにおいて面談等を行い、上記に該当する方であることを確認します。

2 知的障がいがある方

申込みされる方は、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができることが必要です。

(注) 当選後、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課において面談等を行い、上記に該当する方であることを確認します。

配偶者からの暴力により被害を受けている方について

ひとり親住宅に申込みされる方

ひとり親住宅申込資格(48ページ参照)②ケのみに該当する方

配偶者(生活の本拠を共にする交際相手を含む。)からの暴力により被害を受けている方とその子ども(扶養する未成年の子が含まれること。)から構成される世帯(配偶者等と同居している場合を除く。)で、配偶者からの暴力による被害世帯であると相談があった旨の証明書(大阪市各区保健福祉センターにおいて発行)が必要となります。

なお、現在大阪市内に住居登録されていない場合であっても、大阪市各区保健福祉センターにおいて、申込最終日現在大阪市内に居住していることの証明を受けられる場合は申込みしていただくことができます。

(注) 証明書は、入居資格審査時に提出していただきます。